

# 「ご契約のしおり・約款」変更のお知らせ

(2020年11月版)

- 別途お渡ししている「ご契約のしおり・約款」の記載内容につきまして、本文書のとおり、一部を変更させていただきます。まことに恐縮ですが、「ご契約のしおり・約款」と合わせてご一読・保管くださいますようお願いいたします。

対象のご契約のしおり・約款	対象となる約款の条項・別表
●無配当終身認知症・生活介護年金保険（低解約払戻金型）（001） （商品名：My介護Bestプラス・たんぼぼ認知症年金保険）（2020年4月版）	●取扱総則規定約款 第18条第12項(7)(8) 第19条第11項(7)(8)
●無配当長寿生存年金保険（低解約払戻金型）（001）/無配当終身生活介護年金保険〔I型〕（無解約払戻金型）（001） （商品名：100歳時代年金）（2020年4月版）	●取扱総則規定約款 別表 33
●無配当通増認知症治療終身保険〔I型〕（無解約払戻金型）（001） （商品名：たんぼぼ認知症治療保険・認知症治療終身保険）（2020年4月版）	●取扱総則規定約款 請求書類別表 ①-20 ③-10

## 【1】「取扱総則規定約款」の変更

### 1. 第18条第12項(7)を(8)とし、(7)を新設します。

(保険契約の更新)

第18条 (途中省略)

- ⑫ 保険契約が更新された場合、つぎの規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものと取り扱います。

(途中省略)

- (7) この保険契約がつぎの場合の、認知症診断責任開始日前の軽度認知障害または器質性認知症に該当していたことによる無効

ア. 軽度認知障害保険金特則が付加された無配当選択緩和型認知症治療保険

イ. 支払金額変更特則または軽度認知障害保険金特則が付加された無配当選択緩和型認知症診断保険

- (8) 削減期間

### 2. 第19条第11項(7)を(8)とし、(7)を新設します。

(保険期間が終身の保険契約への変更)

第19条 (途中省略)

- ⑬ 変更後契約の責任開始の日は変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(途中省略)

- (7) この保険契約がつぎの場合の、認知症診断責任開始日前の軽度認知障害または器質性認知症に該当していたことによる無効

ア. 軽度認知障害保険金特則が付加された無配当選択緩和型認知症治療保険

イ. 支払金額変更特則または軽度認知障害保険金特則が付加された無配当選択緩和型認知症診断保険

- (8) 削減期間

**【2】「取扱総則規定約款」の「別表」の変更**

1. 「33. 器質性認知症および器質性認知症と医師によって診断確定されたとき」をつぎのとおり変更します。

<p>33. 器質性認知症および器質性認知症と医師によって診断確定されたとき (省略)</p> <p>② 器質性認知症と医師によって診断確定されたとき</p> <p>A 「器質性認知症と医師によって診断確定されたとき」とは、つぎのアおよびイのすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により認知機能検査および臨床検査（本33.において画像検査を含みます。）を用いて診断確定された場合をいいます。ただし、信頼性があるものとして広く通用している認知機能検査において明らかな器質性認知症の症状を確認できたことその他の事情にもとづき、臨床検査を行わなくとも器質性認知症に罹患していると医師が明確に認めた場合には、臨床検査を行わない診断確定も認めることがあります。</p> <p>ア 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること</p> <p>イ 正常に成熟した脳が、前アによる器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ一般的に低下したものであること (以下省略)</p>
--

**【3】「取扱総則規定約款」の「請求書類別表」の変更**

1. 「① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類」の「20. 認知症治療保険金等」をつぎのとおり変更します。

項目	必要書類
<p>20. 認知症治療保険金等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症治療保険金</li> <li>・ 認知症治療給付金</li> <li>・ 認知症診断保険金</li> <li>・ 第1回の終身認知症治療年金</li> <li>・ 軽度認知障害保険金</li> </ul>	<p>(1) 会社所定の請求書</p> <p>(2) 会社所定の様式による医師の診断書</p> <p>(3) 被保険者の住民票（ただし、認知症治療保険金等の受取人と同一人の場合は不要）</p> <p>(4) 認知症治療保険金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書</p> <p>(5) 最終の保険料領収証</p> <p>(6) 保険証券</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2回以後の終身認知症治療年金</li> </ul>	<p>(省略)</p>

2. 「③ 同時に請求が行われたものとして取り扱うことができる給付金等」の「10. 器質性認知症による会社所定の状態に該当したこと」をつぎのとおり変更します。

事由	給付金等
<p>10. 器質性認知症による会社所定の状態に該当したこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険金</li> <li>・ 第1回の介護年金</li> <li>・ 生活介護保険金</li> <li>・ 第1回の生活介護年金</li> <li>・ 第1回の終身生活介護年金</li> <li>・ 軽度介護保険金</li> <li>・ 認知症治療保険金</li> <li>・ 認知症治療給付金</li> <li>・ 第1回の終身認知症治療年金</li> <li>・ 認知症診断保険金</li> <li>・ 第1回の就業不能年金</li> <li>・ 軽度認知障害保険金</li> </ul>

# 太陽生命保険株式会社

【本社】

〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

【お客様サービスセンター】

電話番号 0120-97-2111 (通話無料)

営業時間 月～金曜日 9時～18時 土・日曜日 9時～17時  
(祝日・年末年始(12月30日～翌年1月4日)は休業します)

個-980-20-282(2020/10/19)